

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成31年3月22日（金曜日）
午後2時53分～午後3時14分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副 委 員 長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員
 綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 石 田 淳 司 市 長 公 室 長
 田 辺 剛 総 務 部 長 杉 原 功 一 上 下 水 道 局 長
 三 戸 昌 子 上 下 水 道 局 次 長 岡 田 健 二 上 下 水 道 局 次 長
 佐々木 昭 治 総 務 課 長 竹 内 正 夫 財 政 課 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午後2時53分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第35号美祢市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第35号美祢市行政組織条例の一部改正についてを御説明いたします。

1ページ目が議案で、2ページ、3ページ目が条例の新旧対照表となっております。

これは、現在取り組んでおります五つの柱の「市民が主役のまちづくり」、「住みたくなる、住み続けたいまちの創造」、「教育環境の充実」、「地域経済の活性化、雇用の拡大」、「市行財政改革の推進」を、第一次美祢市総合計画と整合性を図りながら一体的に推進するため、市長公室が所管しております公共施設の再編整備や重要施策の調整、秘書業務、広報広聴業務を、総合計画を所管している総合政策部に移管し、事業推進のスピードを早めるとともに、市長公室の廃止により、組織のスリム化も同時に図るものであります。

あわせて、附則において、美祢市公共施設あり方検討委員会条例第8条に規定しております委員会の庶務、「市長公室秘書課」から「総合政策部企画政策課」に改めるものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第36号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

1ページ、2ページは議案、3ページ以降、15ページまでは新旧対照表でございます。

1ページ目をお開きください。

このたびの改正は、地方公営企業法第7条ただし書きの規定及び第8条第2項の規定に基づいて、平成31年度から組織改正により、美祢市水道事業及び美祢市公共下水道事業の管理者の権限を市長が行うことになったため、設置等の条例を管理者を置かないと定める規程に改正し、関連条項を廃止または改正するものでございます。

附則をごらんください。

附則の第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

次に、第2項をごらんください。

第2項美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例は廃止いたします。

そのほかは第3項以下、第12項までを一部改正いたします。

具体的には、「上下水道事業管理者」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長」、または、単独に「水道事業管理者の権限を行う市長」、または、「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長」、もしくは「市長」に改め、条例中の「上下水道事業管理者」の文言を削除する改正でございます。

改正する条例は、附則の第3項をごらんください。

第3項美祢市情報公開条例の一部改正、第4項美祢市個人情報保護条例の一部改正、以下、第5項美祢市職員等の旅費に関する条例。

1ページお開きください。

第6項美祢市下水道条例、第7項美祢市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第8項美祢市都市下水路条例、第9項美祢市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第10項美祢市給水条例、第11項美祢市水道新設事業分担金徴収条例、第12項美祢市上下水道料金審議会条例、これらを一部改正するものでござ

います。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
安富委員。

○委員（安富法明君） 1点お聞きをします。基本的なことなんですが、公営企業法の全部適用っていうか、公営事業管理者を置いて、今までやってなかった新たな取り組みを今までしてきたわけですよね。

で、今回、事業管理者を置かない。規模からすれば、そういうのもあれなんかと思うんですが。

要するに、組織として、今まで、例えば事業管理者を置いて、今度置かなくなった。どういうメリットがあって、どういうふうなマイナス点があってっていうふうな、基本的な議論っていうか、協議はされた上でのことじゃろうね。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 安富委員お尋ねの件のメリット、デメリットでござ
います。

メリットとしては、第7条ただし書きの規定によりまして、管理者を置かないということになっておりまして、施行令のほうに、その条件が書いてあるんですけども、給水人口が5万人以下、職員数が、常時200人というところに管理者を常時置く、常時置かないのラインがあります。

それに満たない企業というのは、市長がその権限を行うということになっておりますが、組織の改正によって、デメリットとしては、今まで管理者がいらっしやったことによって、意思の決定が早く行われたということがありますけれども、今後は、今の段階では、料金を統一いたしましたし、今後、その料金の適正水準という問題が残っておりますけれども、一番大きな問題でありました料金の統一は、管理者がいらっしやるときに済みましたので、今後は、市長の権限のもと、料金の話をしていくようになるのではないかと考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。（発言する者あり）今一度。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 料金の統一は済みましたので、今後は料金の改定という問題が残っておりますけれども、料金の改定は、今後は市長の判断のもと行っていくようになるかと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 今の説明ですと、給水人口が5万人未満であれば、管理者を置かないでいいよという話ですよ。給水人口5万人未満というのは、今までもそうだったわけでしょう。

だから、その上で事業管理者を置いてやってこられて、今度、廃止をするっていうことの比較っていうのは、十分にできてるような気がしないんですよ。

もし、仮にですよ、料金統一はやったと。それが事業管理者を置いてやることの意義だったのかどうかということですよ。

今度、市長がかわりにやりますよっていうことなんですが、市長の意思で——基本的に上下水道ですから、上水だけじゃない、下水もあるよっていうこと。それには、農集も委託でやってるよということですよ。

で、必要性があったから、事業管理者を置いてきちんとしましょうねっていうのがあったんじゃないかなと思ってるんです、今まで。だから、それは報酬はいらなくなるから、楽になるかもしれませんけど。

だから、そういうところのメリットとデメリットっていうのが、もうひとつ、はっきりしないわけですよ。

だからもし、仮に事業管理者を置かないで、報酬もいらんから会計が助かるよっていうふうな考え方は、それも一つあるかもしれませんよ。

けども今度は、市長が公務全体を見る、美祢市の事業を全部見るような感じになったときに、その意思の決定っていうものが、非常に十分なものにならない可能性っていうのはあるんじゃない——ないの。どうなんかね、その辺のことが知りたいわけよね。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 従前、私自身が上下水道事業管理者として携わっていたという経緯がありまして、ちょっと申し上げにくいところもあるわけですけど、今度新しく体制といいますか、市長にその権限を持たせる。市長が、水道、公共下水の一切の最終責任者ということになって、その意思決定において、今までのスピード感、迅速さが欠けるんじゃないかっていうデメリットを危惧されている面もあろうかと思えますけれど、そこは執行部、上下水道局内と市長との連携を密にして、これまで以上

に意思決定のスピード感をもって対応するように努めたいというふうに考えてます。

メリットとすれば、先ほど安富委員も言われましたように、局自体のスリム化により、経営の健全化の一助になればということも、大いに関係しているというふうに考えてます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、執行部のほうからの説明を聞いておりまして、一体感がな
いかなって非常に思っております。

契約での上下水道事業における管理者の設置、もうそれについては当初、規約で
5万人以下、以上、そして——200人かいね。そういったところで設けるという形
であって、今回それを、管理者はなしでいこうとなってますよね。

だから、どうして、このようにころころ変わっていくのかなという危惧があります
ね。

メリット、デメリットは今いろいろ説明はされましたけれども、このように変わる
こと自体がちょっと危惧するところですよ。

それで、今回、なぜこういう形になったか。メリット、デメリットもあると思いま
すけれども、それ以上に何か管理者を外していったら、条例を変えていかなくちやなら
なかった、この背景というものはどういったことなんでしょうか。もう一度ちょっと
詳しく説明をお願いします。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

背景という表現で言われましたけれど、安富委員言われますメリット、デメリット
がいろいろあるというふうに思いますけれど、メリットとすれば、組織のスリム化と
あわせて、先ほど三戸次長が申しましたように、今後料金体系といいますか、料金の
適正な設定をという大きな懸案がありますので、そこは、市長の政策的、政治的な意
思決定をもって、料金の改定に今後取り組んでいきたいという意図が大きくあるとい
うふうに感じております。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そのところは、多少なりとも理解はしております。

今回、これによって管理者がいなくなるということで、人件費が削減されるという

のはわかるんです。そういったところも、一つの改革ではあると思っておりますけど。

問題は、これから水道の大型の投資が目じろ押しでありまして、それで、かなり今回も、この投資的経費っていうのは、億の金が投入されますよね。そして、それに伴って、水道料金の今みたいな形になれば、老朽化も進んで更新しないとイケない。そしたら、おのずから水道料金というのを、どう市民の皆さんに納得する形で上げていかないといけんということもあると。

そういったところは、あれなんですかね。水道事業管理者がおったほうが、いろいろ具体的に説明ができて、私はいいんではないかと思えますけれども、そののところにについては、どのようなお考えでしょうかね。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 料金改定に伴う住民説明の場において、市長の立場から——最終決定者は市長になるわけでしょうけれど、議会と協議しながら、それを市民の皆様幅広く意見を聞きながら住民周知していく中で、市長という最高責任者になるわけですけど、そこは局員、局長初め、局員全員で作業にあたりたり、住民周知に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） そのほか、質疑のほうは。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私も、今の御二方と同じ疑問点を持ってるんですが、国内各地で水道事業の民営化等、物議を呼んでいる最中、今、美祢市では、軟水化の工事ですとか施設の修繕、また、今お話が出ておりました水道料金の改定等、さまざま考えていかないといけない問題がたくさんあると思うんですが、その中で検討ですとか、審査をする事業管理者がいなくなることによって、検討、審査をする機関が減るということに少し抵抗があるんですが、先ほどからの同じ質問で大変申しわけないんですけど、その辺はクリアできるとのお考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 今後の上下水道局の業務において、その辺が停滞することなく迅速に進められるよう、市長以下、上下水道局、執行部一同努めたいというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見は

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第36号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から所管事項につきまして何かございましたら、御発言のほうをよろしくお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。

午後3時14分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月22日

総務民生委員長